

「窮乏」の現実態について

——公的扶助と低所得階層——

小倉 襄 二

はじめに「窮乏」(Destitution) はなまなましい現実認識である。//取り残される人々・復興の背後に低所得層(昭三〇・一〇・六・朝日) //これは見出しの一例である。この表現にも窮乏の現実をとらえる条件がしめされている。さいきん一般商業紙に低所得層というコトバがしばしばあらわれるようになった。経済政策・社会保障・あるいは国民生活の状況を論評した箇所につかわれている。この場合、ジャーナリズムのつかいかたは直覚的である。しかしながら、低所得層という//まとも//のあるコトバがひろく伝えられ、受容されてゆくことに注目したい。現実の社会—経済生活を評価する基調は、これもジャーナリズムの造出した//神武//らしい好況//ということである。このコトバ自身、好況の持続はきわめて不安定なことをあらわし、ユーモラスでありながら、もはやふたたびめぐつて来ぬ//好況//ともきこえて皮肉である。しかも、ジャーナリズムの敏感さは、この好況の背面にひそむほう大な暗い現実を一つの//まとも//それをになう人々の集群としてとらえている。この実体をふかくさぐることは、その仕事では、ない。しかしながら光のあたつた表層のうごきを主軸にしたのではさつぱり説明のつかない//底流//があつて、それがかえつていつわらざる国民生活の実態としてあることをつねに予想している。ジャーナリズムをなかだちして//豊富にひそむ貧困//はわれわれの実感である。さきの見出しによれば//低所得層//取り残される人々//となるのであつて、どのような人々の「層」が国の経済政策、社会保障の効果も達せざいかなる条件で取り残されていくのか。窮乏の実現する//場//をこのように限定してとらえることもできる。//窮乏//の具体相、この層の生存にただちに関連する公的扶助(主として生活保護)の問題を加えて、窮乏の現実態を抽出してみたい。

「窮乏」の現実態について

「窮乏」の現実態について

I 前提—poverty と destitution—

社会保障は「窮乏」に対する攻撃（W. H. Beveridge）といわれる。われわれの現実にとつて、社会保障は一定の統一した体系としては完成していない。未来の構成にそなえた部品が各自の機能を働かせているだけである。混沌である。それをあらいい網で蔽つて、社会保障とよんでいるだけである。だから社会保障は「窮乏」に対する攻撃」といわれても、いつたいどのような手段、目的で、いかなる窮乏への阻止効果をもちうるのかもはっきりしない。社会保障は貧困者のおちこんだ窮乏状態を排除する一つの工夫（device）だといわれても、窮乏の条件とそれに働く工夫のみあわせがぼけていていちばん大切な点がわかつてこない。「いわゆる社会保障制度とは、疾病、負傷、分岐、癱疾、死亡、老齡、失業、多子その他困窮の原因に対し、保險的方法又は直接公の負担において經濟保障の途を講じ、生活困窮に陥つた者に対しては、國家扶助によつて最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社會福祉の向上を図り、もつてすべての國民が文化的社會の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることをいうのである」（社會保障制度に関する勸告、昭二五・五頁）これは憲法の規定を前提として、社會保障の領域と効果とを極大にとらえていゝる。この規定の前段にいゝは「窮乏」の諸条件があげられているが、この前段と後段の保障策の關連は必ずしもあきらかではない。この關係を解明するためにはまず「體系」としての、あるいは「制度」としての技術的な組織面の検討によつて、手段—効果をみることである。次にさまざまな手段—工夫によつて働きかけられる対象面の構造を中心にみながら、逆に手段としての體系の在り方を考える仕方である。この二つはきりはなせるものではないが重点の所在はわかる。ここで主題とする「窮乏」の現実態については、この後者の対象面のもつ構造、それが要請する體系上の問題点という筋道で社會保障—ここではその一基本部門としての公的扶助との關連をたどつてみる。

また「公共扶助乃至社會福祉の事業をふくめて広く社會保障制度が「貧困」を前提とするものであることはすでに明

らからである。しかし貧困といえは直ちに社会保障制度をとという態度は余りにも性急にすぎない。社会保障制度があらゆる型の貧困に対して有効であるとは言い難いからである」(社会保障年鑑、一九五五年・一二一頁)さきのまえおきからして、当然に「窮乏」の現実態とは、このような有効性を規定する条件、あるいは全くその効果を失調させるような「窮乏」の構造をも検討しなくてはならない。(社会保障と窮乏との対応を、「排除」とか「阻止」といい、消極的に規定するのは社会保障の本質からである。社会保障の定義は多くあるが、窮乏に対しては「防壁」にすぎず、窮乏そのものの発生を防ぐ力はないという点でははつきりしている。)

原則的なところからいうと窮乏 (destitution) の分析はたんなる貧乏 (poverty) と区別されるところからはじまる。これについては「窮乏の防止」(Sidney & Beatrice Webb, The Prevention of Destitution 1911)における規定がしばしば引用される。『窮乏』とは、衣食住などあれこれの生活必需品を欠いているために、健康と体力、いな生活力 (vitality) をさびここなわれ、ついに生命そのものがおびやかされるような状態であるが、それは単に生理的状態 (physical state) だけでなく、精神的な頹廢 (mental degradation) をともなうのが、近代都市社会 (modern urban communities) における窮乏の特徴的な様相である。」というのである。(Ibid pp. 1~2) たしかにこの窮乏の規定自身はマルクスのいう Pauperismus の分析などに比較して、窮乏の様態描写にとどまつて、資本主義の構造的所産としての論理的説明を欠如するものであるにしても、やはり古典的、端初的意義もあり、われわれが現実の「窮乏」を把握する概念規定として重視することができる。(ウエップとマルクスの窮乏概念については幸橋正一・窮乏化理論と窮民政策、戦後日本の労働組合 昭・三一所収参照)ともかくこの destitution の規定によつて、ばくぜんと、一定の条件で、平均的にみられるものに比較して、消費力が弱いか、乏しいというだけの貧乏 (poverty) の相対性が区別されて、いわば絶対的な意味をもつ窮乏という概念が定立されたのである。この厳密さはウエップにあつては destitution は救貧法がその適用対象とするような特殊状態 || 救貧法的術語(幸橋・前掲書、一四四頁)であるとしても、一定の対策を

「窮乏」の現実態について

「窮乏」の現実態について

前提として、その条件が、たんに他との比較—相対性において措定されるものではなくて、一つの絶対的な構造をもつこと、それは生活費の多少というような量的な差異 (Poverty) にとどまらず、*「人間」の頽廢をもともなう質的な限定をもつことを明示している。*このことは B. S. Rountree が 'Poverty-A Study of Town Life 1922' において、*「単なる肉体上の健康を保持するために必要な最少限の支出 (minimum necessary expenditure for the maintenance of merely physical health) を貧乏線とし、その下にそれを二段に分類して、A—総収入が家族員の単なる肉体的能率を保持するための最少限度にも足りない家庭—(primary poverty) B—その総収入の一部が、他の費途—有用無用を問わず—に転用せられざる限り、単なる肉体的能率を保持するために十分なる家庭—(secondary poverty) としたことはよく知られている。*(Ipid pp 80-87) Rountree は肉体的枠 (framework of body) を形成するための食物の所要量、カロリーと蛋白質を計量している。その限界量(—普通程度の労働 (moderate work) の男子成人についてエネルギー—値三、五〇〇カロリー・蛋白質一二五瓦、但し食物の種類は、救貧院において健康体の被救恤者に支給せられる食事—*「最も低廉なるものをえらんだので肉屋で売られている肉類のごときは含まれていない」*をとりだした) を定めて—この基準に達しないものを貧困—肉体的能率の保持が困難—消費された労働力が再生産されない状態として設定したのである。ラウントリ—も moderate or middle labour とことわつていようにこの最低限度は労働力の「にない手」として社会的にいとなまれる生存を前提としたものに外ならぬ。窮乏の実現する「場」は家族の年齢、性別構成を考慮にいれ、さらに現前の労働力の日々の消費と再生産だけが阻害されるのではなくて、世代を超えて、子弟の成長と教育による次代の平準的な労働力の育成をもさまたげ、人間の生存を肉体的・精神的におびやかす状態としてあらわれるのである。「窮乏」一般があるのではなくて労働力の再生産が一定の基準に達しないという事実をめぐつて、さまざまな窮乏の発現形態が予想されるのである。窮乏という事実は poverty とはことなり、衣食住の欠如のみならず、心身にわたる崩解をもなうということを知つたが、その現われ方は決してそれだけを見てそれと判る程度のものではないのである。

たとえ収入の減少⇨購買力の減少ということは当然に窮乏の第一条件である。この収入の減少という変化の発生が、生活家族成員・年齢・性別世代構成⇨「世帯」的生活にどのように反応するか、この変動と条件差によるズレや歪みの顕現の「仕方」に窮乏の現実態がある。家計構造の重要さはこの相関を一応計算性において表現するからである。収入減⇨飲食物費減⇨エネルギーの補給減⇨ということ的前提として、「累積した赤字の重さを、家計の弾力性が支えられなくなる」と破れるのである。そしてそれが破れるまで一定の期間ズレている。この期間では、収入は基準線を維持できないほど低く下つているが生活内容はその線で保たれている。然るに、この抵抗が破れて、生活内容の切り下げがおこる。生活内容は急速に悪くなり、基準線以下に「下つてしまふ」(籠山京・貧困と人間、昭二八・一七頁)、この収入減と生存維持欲求のバランスのなかで、窮乏の諸属性があらわれはじめ。たとえば労働力の再生産、世帯的⇨労働状態は収入が減少するに依じて低下するものであろうか。事実はこの逆である。収入減をカヴァーするための奔命に疲れ、内職や副業(家計補助就労)や、極端な場合には犯罪的な手段(たとえば売春、窃盗)への陥入さえも考えられる。こうした過度の労働力の消耗は除々に *framework of body* を蝕むことになるのである。この方向に家計が失調し、その成員の心身がくずれてゆく段階は、さきにもべたように、⇨それとみてただちにわかる⇨場合もまれではないが、その厳密な把握はきわめてむづかしい。窮乏というものがただ以前の生計程度から基準以下に転落するという⇨ *poverty* 的観点からではなくて、成長の抑止や体重の低下、病氣、環境適応の不調からくる障害、教育の停止、精神能力の耗弱、犯罪など、生活と人間にアブノーマルな結果があらわれるという *deviation* そのものの条件において具体的にみられねばならないのである。わが国の公的扶助(公的扶助の外延たる社会保障という觀念そのものがさほど明確に熟していない現在においては、扶助の客体、方法等が著しく複雑、多岐に亘る公的扶助の本質をより適切、明確にすることは極めて困難である)(小山進次郎編・社会保障関係法・II・法律学体系系コメンタール篇・昭二八・六頁参照) 一般に社会保障は社会保険と公的扶助の二つを基本部門として成立するといわれ、社会保険は失業、疾病、老齢などの窮乏原因の発生に

「窮乏」の現実態について

「窮乏」の現実態について

対して保険技術によつて合理的に対応するものであるが、公的扶助はその原因の如何を問わずすでに発生している「結果としての貧困」に事後的に作用するといわれる。現在生活保護法を大宗とするこの施策系列において、法律の目的条項以下に国家責任の確認と困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障し、自立の助長をうたつてゐる。さらに無差別平等、最低限度の生活—健康で文化的な生活水準の維持……を定めている。こうした原理によつて現前の窮乏の諸相に対応しているのである。この生活保護法の対象たる被保護世帯とその周辺にぼろ大な層として存在する低所得階層の構造—窮乏のかたちをみきわめてみたい。

II 展開—窮乏の現実態—

A 低所得層と「窮乏」

「窮乏」の実現する場合は、すでにみたように、まず消費生活の変動を通して考えられる。この面で家計調査においては、計算可能な数量化においてみる事ができる。このことを除いて、窮乏の科学的測定は不可能というべきであるが、そうした貨幣的表現に措定しうる収支の発生する場所—いわば窮乏の実現する社会構造がまず検討されねばならない。この必要性はわが国の窮乏の複雑さとその実証的把握の困難にむすびついている。

五五年四月に実施された厚生行政基礎調査は全国的条件を知るうえで重要なデータを提供している。この調査では、全国世帯の推計は一八九六万世帯であるが、その業態分布は耕地面積三反以上の農家世帯が五一〇万(二六・九%)、営業用資産五万円以上の事業世帯が二四八万(一三・一%)、常用勤労者世帯八〇四万(四二・四%)、日雇労働者世帯一二六万(六・六%)、家内労働者世帯三〇万七〇〇〇(一・六%)、その他の世帯一七七万(九・四%)となつている。この調査の結果では低所得—不安定な窮乏層を一応、三三四万世帯とみている。さらに、とくに低消費水準世帯の推計においては、五四年度では一八三万世帯九七〇万人であつたのが五五年では一九二万世帯九七二万人に増加している。これ

第1表 製造業規模別賃金格差
昭25~30。

| 区分 | 500人以上 | 499人~100人 | 99人~30人 |
|-----|--------|-----------|---------|
| 昭25 | 100,0 | 84,2 | 67,3 |
| 昭30 | 100,0 | 74,3 | 58,3 |

(労働力調査)

に被保護世帯の四七万九〇〇〇世帯を加えると、約二五〇万で、わが国総世帯の約一三%に達している。この低所得階層に属する世帯の業態は、耕地面積三反以上の農業世帯は約三三%、専業資本五万円以上の自営業世帯は約九%、常用勤労者世帯は約二四%、日雇労働者世帯は約二%、その他の世帯(完全失業者および無職の世帯を含む)は約一六%である。低所得階層のうち零細農家、零細自営業、あるいは低賃金労働者によつて占められる比率は六六%、約三分の二に及び、残りの三分の一は就業形態の安定しないもので、日雇労働者、家内労働者、完全失業者、無職などの世帯によつてしめられている。たしかに一方では、生活水準の諸係数をみると、五四年下半期からの景気の回復によつて、輸出の増大に支えられた好況がもたらした上昇がみられる。一九五一年を実質・実収入金額指数一〇〇(実収入総額一六、五三二円、実支出一六、二三五円、その差・十二九七円)のものが五六年五月には一三六・六(実収入総額二六、六七九円、実支出二八、〇〇二円、その差・十一、五五一円)―これは勤労者世帯であるが同年次比較の全世帯においては五一年には、実質消費支出金額指数は一〇〇、エンゲル係数五四・四であつたものが、五六年にはそれぞれ一三二・六、四八・一と変化しているのである。(家計調査主標指標(全部市)総理府統計局)(この間、消費者物価指数は五一年一〇〇、五六年には一一八・一と比較的安定している)。このような傾向はあくまで平均的なものであつて、こうした一般的傾向のみで、窮乏の現実が好転しているとみることはできない。さきの厚生行政基礎調査のしめす窮乏層の大量化との関連をみるならば、この平均的上昇の背面にひろがりはじめた窮乏の質的特徴をしめすものといえるのである。しかもこの現象は、国民のなかに生活水準の階層別の格差がふかく刻みこまれていることをも意味する。一般的には国民所得の平均化ということとは戦後の傾向であつたが、ここ数年、この均衡がめだつてやぶれるようになってきた。勤労所得の多寡ということにしても、それは性別、あるいは熟練度

「窮乏」の現実態について

「窮乏」の現実態について

によるものは比較的軽度であつて、その階層の生活の在り方、たとえば大企業に働くか、小企業に働くかという機会差によつて、はなはだしい格差が生じてるのである。1表はその例示であるが、毎勤統計（三〇人以下の零細規模は除かれてい）でも、製造業の五〇〇人以上事業所の賃金を一〇〇とすると、五四年は一〇〇人―四九人が六五・一、三〇人―九九人が三〇・八であつたが、五五年にはそれぞれ六〇・九、二九・三と格差をひろげてきている。五五年中には労働力人口は一六五万人増加し、一四歳以上の人口に対するその割合も、五四年六七・七%から、六八・六%にたかまつている。このため、就業者数と同時に完全失業者数もまた年平均で六八万、前年に比べて一〇万（一七・二%）を増加し、三月には八四万と調査開始以来の最高をしめしている。（日本労働年鑑一九五七年版、五二頁）五五年にはたしかに就業は増加した。非農林をとつてみても四九年の一八〇〇万から五四年の二二九〇万人へと約五〇〇万人が増加しているが、このなかで、家族従業者の増加率が目立つて高い。それに対して雇用者の割合が相対的に減少しているのである。これは、流通、サービス部門の増加という―いわゆる仮装された有業人口、―不完全就業に近いものがふくれあがつているのである。不完全就業者は一九五四年には五七六万人と推計されている。（失業対策審議会資料）このことは、本来的な生産にむすびついた部門への労働力人口の吸収の困難さをしめすのみならず、雇用条件において低劣な産業部門に定着するのである。この定着は低所得階層として沈滞することを意味するわけで、生活水準の階層間格差という傾向にみられるように、一般的な好況がそのままこうした窮乏層の減少とはなつていないのである。（基本的には雇用造出の困難があり、人口のタイプが多産多死型から少産少死型にかわつて「老齡化」し、生産年齢人口の増加が人口増加を上廻り、その就労吸収が低率となつている。不完全就労や仮装有業人口はこの人口の重圧のなかでも増加傾向にある）

被保護世帯そのものを取りあげる前提にこのような条件で一、〇〇〇万人ちかい低所得層があつて、このなかで、労働力を喪失したり、医療費を負担できないもの、あるいは家族成員の多いものが沈滞して、被保護世帯を構成するわけである。このようなほう大な低所得層の重圧のなかでは、つねに指摘される絶対的に低劣な保護基準額の上昇はきわめ

て困難となつてくる。「一般的な社会政策というものが、立法によつて強制される生活の最低水準、という形で社会に一つの底を構築することである」(Our Partnership, B. Webb, London 1948, p. 272. 山中篤太郎編・社会保障の経済理論、昭和三二、二二六頁参照)という場合の国民的最低限(National Minimum)という合理的なラインの設定を不可能ならしめる。日雇労働者生活実態調査によれば、五五年一月において、東京都の一世帯あたりの世帯主収入は八、八〇五円、

第 2 表 1955年(3月)

| 世帯主の状況 | 被保護世帯 世帯数 | 世帯 百分比 | 中の世帯 右の世帯 をうける たものの数 |
|------------|--------------|-----------|-------------------------------|
| 総数 | 653,543 | 100 | 1,896,915 |
| 労働力を有する世帯 | 340,228 | 52.1 | 1,176,350 |
| 常用被用者 | 52,429 | 8.0 | 323,289 |
| 日雇被用者 | 122,550 | 18.8 | 174,171 |
| 自営業者 | 94,154 | 14.4 | 463,803 |
| 内職者 | 58,933 | 9.0 | 178,370 |
| 完全失業者 | 12,212 | 1.9 | 37,017 |
| 労働力を有しない世帯 | 313,315 | 47.9 | 720,565 |
| 60歳以上の老者 | 118,184 | 18.1 | 177,640 |
| 傷病者 | 158,246 | 24.2 | 442,916 |
| その他 | 36,885 | 5.6 | 100,009 |

厚生統計月報第9巻第5号
(孝橋前掲書 p. 125 より引用)

かに生活保護法の無差別平等の原則からみれば、日雇労働者の賃金とのバランスをみることは矛盾している。働いても賃金が安いために窮乏するものには扶助によつて補給するのである。しかし保護基準の上昇が不可能なのは、この「補給」を必要とする低所得層があまりにもぼう大なからである。公的扶助による窮乏対策—その攻撃は、被保護世帯に十倍する低所得階層の拡大によつて無力化する外ないのである。この事情はさらに被保護世帯における労働力を有する世

「窮乏」の現実態について

実収入合計で一、八三三円であつた。これは、五三年の一、五四一円、五四四年の一、三〇三円に比較して、収入が低下しているのである。世帯人員は、三、四七人から三、〇七人に下つてはいるが、東京都勤労者収入の約三六%を確保するにすぎない絶対限度がこのように切り下つているのである。保護基準額は原則的に下層独立労働者の賃金額を上まわることにはできない。現行の保護基準が東京都—大都市一級甲地においてさえ五人世帯で一万円にみたない。このような保護基準額が、被保護世帯の生活構造を決定する。しかも一方で、下層就労者としての日雇労働者世帯の所得低下—停滞の傾向があるとすれば被保護世帯の生活水準はこれに制約されて上向することはできないのである。—これはたし

帯が過半をしめることに集中表現されている。生活に困窮する」という生活保護法の規定は、たしかに、それ自身としては、低所得、無収入以外になんらの標識をも必要とせず「権利」として保護されることを要求できるのである。しかし一方では窮乏の排除については、自己責任と自立による就業を第一とし、かれらの必要 (need) や資力について保護

第3表 ヌーク市1936年および1950年の原因別貧困者数の比較表

| 貧困原因 | 実数 | | 比率 | |
|---------------|-------|------|-------|-------|
| | 1936 | 1950 | 1936 | 1950 |
| 1 失業の失業者の失業 | 1,257 | 0 | 24.7 | 0 |
| 2 正得者の正得者の正得者 | 1,338 | 9 | 26.3 | 1.0 |
| 3 正得者の正得者の正得者 | 468 | 0 | 9.2 | 0 |
| 4 正得者の正得者の正得者 | 1,202 | 576 | 23.7 | 68.1 |
| 5 主たる正得者の死亡 | 469 | 54 | 9.2 | 6.4 |
| 6 病 | 201 | 180 | 3.9 | 21.3 |
| 7 その他 | 153 | 27 | 3.0 | 3.2 |
| 合計 | 5,088 | 846 | 100.0 | 100.0 |

Poverty and Progress-A Second Social Survey of York.

B. S. Rountree. 1941. p 39

Poverty and the Welfare State. B. S. Rountree. 1951.

pp. 34-35.

(社会保障の経済理論 p. 250 引用)

のために調査をうけるよりは窮乏に甘んずるといふメンタリティも存在するのである。(とくにわが国では保護をうけることについては近隣や親戚に対してそれを恥辱とし、受給者は卑屈な心理状態におちいる条件が歴史的・社会的につよく残存している) しかも2表がしめすように、働く意志と能力を保持しながら、現実在世帯主が就業しても、その収入が保護基準に達しない世帯が重い比率であらわれているのである。一方、低所得階層には、稼働力を制限された世帯、あるいは喪失した世帯が相当数に及んでいる。低所得階層のうち約二〇％は母子世帯と老齢者世帯によつてしめられ、逆にまた母子世帯および老齢者世帯は、その全体のそれぞれ約四〇％程度が、低所得階層または被保護階層に属しているといわれる。低所得層に実現する窮乏 destitution の現実態は、一応標準的な稼働能力をもちながら、好況をうたう国民一般の所得水準の上向から取り残されざるをえない人々と、母子、老齢、身体障害などの労働力のハンディキャップを負った人々が相当の部分をしめている。(一九三六年においてはヨ

ルク市の窮乏家族五、〇八八のうち三、〇六三家族、約六〇％は産業に直結する理由―失業と低賃金によるものであつたところがこの種の家族は、一九五〇年においてはわずかに九家族となつた、一九三六年から一九五〇年にいたる期間に減少した窮乏家族四、〇四二のうち三、〇五四(七〇％)強はこの種の社会層に属するものである(山中篤太郎・社会保障の経済理論、二四九頁3表参照) この変化の意味をただちにわれわれの公的扶助の在り方にひきうつして考えることは困難であるが、「働く貧民」(labouring poor)への賃金補給的な公的扶助の在り方が、より緊急なニードにみちた稼働能力を喪失した低所得階層を保護から排除する結果となれば問題があるといえよう。被保護世帯のなかに労働力世帯が五二％の比率であらわれることは、周辺にひろがるほう大な低所得階層の「働くことと貧しさが未分化」のままに沈没している形態を集中表現するとともに、保護を要求することにおいて、さまざまな必要をもちながら蔽われて各種の扶助にみはなされている非労働力世帯(とくに今後は高齢者世帯の生活困難は重要である)の増大をも推測させる。公的扶助においては、一定限度以下の生活水準が確認されて、貧困者の生活の必要に応じて(need basis)において扶助が実施される。当然にケイス・ワークの重要性もここにおかれるであろう。この一定限度以下の生活水準の確認ということとはたしかに生活保護基準や被保護者の生計状態およびそれらの両者の関係において、単に被保護者個人(ないしは世帯)の生活問題としてばかりでなく、社会事業政策の構造的性質を規定するものとして重要な意義をもつと判断される(孝橋正一・生活保護基準と被保護世帯実態生計費・社会問題研究六巻四号、一九五六年、一頁参照) 財政のゴムの尺度、政治的実勢関係によつてこの財政は伸張し、物価の変動によつて、しばしば改訂されてきた。東京都区部標準世帯(六三歳男・三三歳女・八歳の男・五歳の女・当歳の男)の基準額(生活費・教育費・住宅費をふくめた額)は一九五四年一月で九、四六五円、(五一年を一〇〇として基準額指数は一六七、消費者物価指数は同年次で一〇〇から一二六一「消費者物価が約二六％上昇した期間に、基準額は約六七％増額されたのであるから実質的にもその向上は顕著なるものがあるといえよう」―(厚生白書・二三頁)―これは絶対額が、のちに検討するように最低生存水準をさえわるものであるから「向上」な

「窮乏」の現実態について

「窮乏」の現実態について

(補註)

どとはとうていいえぬものである。ところがこの基準額は、一般勤労者世帯の平均水準の約四〇%をみたすにすぎない現状なのである。このような低水準で、社会の底辺において、その生活をかたく制約されているのが被保護世帯の状況なのである。この保護基準の実践的適用において、とりいれらるべき物量及びサーヴィスの量の貧弱さと、耐用期間と価格の不適正——米価をのぞいて、その他の生活物資の値上りを適正化しないといった「方法」においては科学的だが、生活の実践においては非現実——非科学的だということによつて、生理的再生産もおぼつかないものとなつてゐることで指摘される。(孝橋・前掲書・三〇—三二頁)しかしながら、保護基準のみのひきあげということで、この困難は解消しない。実はこの重圧として、さきにもみたごとく国民の一部分を潤おす「好況」にもかかわらず、巨大な「層」として停滞——貧困化してゐる低所得層への対策が確立しなくてはならないということであつた。さきの日雇労働者世帯の例示は、保護基準そのものは日雇労働者の賃金とのバランスを考えないでは決定されえないことをしめす。社会保障が窮乏への攻撃であるといふことはすでにふれた。しかも社会保障というものが、社会保障、公的扶助によつて窮乏の排除につとめるといふ場合に予想した窮乏は限定をもつていた。とくに社会保障の枢軸に在る社会保障においては、窮乏におちいる原因の類型化、とくに賃金労働者における、失業、老齡、災害……における効果を共通にし、これに対する「備え」が一応標準的に成立するわけであり、これを基本条件として「給付」の基盤が形成されるのである。ところが、われわれにとつて窮乏の現実態は、ぼう大な低賃金、低収入、不完全就業状態を特徴とする社会生活におちんだ部層であつた。社会保障が社会の底辺に構築しようとする生活の最低水準の基準が依つてたつべき、標準的条件がこのぼう大な低所得層のなかで埋没してゐるのである。こうした層は、社会保険の、事故にそなえる自動的な規格適応(routine basis)にもつちない。(たとえば日雇労働者健康保険制度をみよ、健康保険にくらべて劣ることがきわめて多い。傷病手当金、出産手当制度を欠く。しかも給付を現行のままにしても赤字は必至といわれる。つねに未適用の零細企業従業員に対する保険との関連で制度の運営は困難をきわめてゐる)公的扶助の基準額にしても、ともかく生理的再生産の限度において被保護世帯

の生存を確保しようとするれば、現に働いていて窮乏の惨苦におちこんでいるこの部層が所得において、まず最低生活費が保障されなくてはならない。国民的最低限 (National Minimum) の設定はこのこととなくして考えられないのである。こうした事情への配慮がなくては不完全就業や、潜在失業……の低所得階層の恒存化という事実が窮乏の「普遍化」として、われわれに窮乏を確認し、それを排除する社会的基盤をみうしなわせることになるのではないか。さらに、窮乏を科学的に把握して、国民的最低限の確保を目標とする社会保障による生活保障の確立をますます絶望視するようになる。いろいろな局面がある。たとえばこの公的扶助—保護基準額の低劣は、生理的再生産も不可能でありながら、現に被保護世帯の生理的再生産が可能となつていなければ、収入のつつみかくし (ケース・ワーカーとのだましあい—不信)、扶養関係への依存 (家族制度)、借金 (高利貸) などによつて、窮乏生活の悪循環を加速しているわけである。自立と更生を法はうたいながら、いささかの収入があつても認定によつて扶助費から差引くわけである。(われわれは means-test-machine⁽¹⁾ という嘆きが良心的なケースワーカーにある)^(補註) この保護基準の設定、その実践的適用のプロセスにまさ

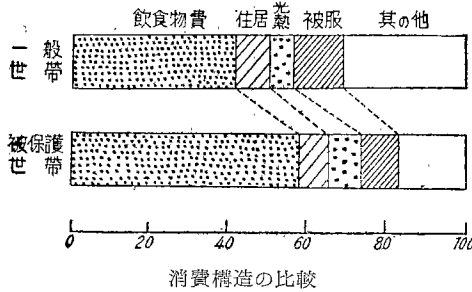
に肉体的・精神的頹廢があらわれてくるのである。乱救—依存—怠惰ということとは正当ではない。社会的人間の生理的再生産を限度を下廻つた基準額を固定しておいて、被保護者が、意欲的に「自立と更生へ」とたちあがることを強いるのは無理である。たとえばこのことを強行しようとするれば基本的人権を侵すおそれのある生活指導の強制をおいてない。(福祉事務所のケース・ワーカーが税務署員とおなじように恐れられたという事実もある) これは窮乏の絶対的な構造を口先の指導—調整で押しきろうとすることに外ならぬ。最近、保護世帯が減少してきたといわれる。この低保護基準を固定しておいて、一般的好況の時期をむかえたわけである。低所得層—被保護階層はその好況の余沢を吸収するには能力が不足している。しかし、いくぶんかはその循環のおこぼれがまわつてくることは否定できない。この零細な収入のゆえに保護がどしどしうちきられていたら被保護世帯の減少は、構造的な低所得階層の増大 (低所得層の上刃にしても臨時工や日雇就労の稼動日がふえたといういで) で、低収入を離脱できる人々は少なくその収入の一時的増加

「窮乏」の現実態について

「窮乏」の現実態について

も不安定なものである) となつてプールされているのであつて、被保護世帯の減少⇨窮乏の好転というような楽観視は決して許されないであらう。

B 被保護世帯の窮乏形態



① 東京都4人世帯
 ② 一般世帯—総理府統計局家計調査年報1954年
 被保護世帯—1954年度被保護世帯生活実態調査年計社会保険年鑑 1956, p. 40 引用

もでないといふのは扶助費が被保護世帯の基本収入で、これが家計収支のタイプを決定する。一般世帯であれば、ある月には赤字、ある月には黒字、つまり借金したり、貯金したりしてバランスが起伏しながらあらわれる。保護世帯の収支の相関軸は四五度で直線的に表現される。(籠山前掲書、五一—五二頁参照) 収入のあつただけを使い切る、変化のないその日暮しの「赤字さえでない」生活というわけである。(この対比も一九五一年では四八%であつたから較差は拡大し

「窮乏」が生活の現実にあられる形態をみるわけであるが、まず、生活内容の一般的条件を一般世帯との比較で展望しておきたい。一九五四年において東京都勤労世帯(四人世帯)における平均実収月額は二九、六〇〇円であつた。これに対して、被保護世帯(四人世帯)は一〇、六〇〇円で一般世帯の三六%の収入である。(一九五一年における一般勤労世帯に対して被保護世帯の実収額は四〇%をみたすのみ) 五三年にくらべて、一般世帯は一三%の実増を示しているのに、被保護世帯は一%の増加である。すでにふれたように、被保護世帯を底辺として、低所得層の生活水準は一般勤労世帯の収入の伸びに比較して、いわゆる階層間較差の拡大として取り残され、低くおしつぶされた特徴的な相貌をしめしている。以下、具体的に検討するように、この低収入は、生活の内容自体をきわめて特異なものにしてしている。すなわち一九五四年における一般勤労世帯の一カ月の消費支出額は二三、八〇〇円であるが、被保護世帯では「赤字もでない」一〇、六〇〇円で、対比四五%である。この赤字

ている) 図のしめすところは、飲食物は一般勤労世帯の四三%にくらべて、被保護世帯では五九%を使つて高率である。飲食物費の傾向もここ数年、一般勤労世帯ではこの比率が低下し、消費景気といわれる生活内容の充実として実現しているが被保護世帯では六〇%で持続的に推移してきた。この面での較差もはなはだしい。(但し実質国民所得が一九三四年(昭和九年)〜一九三六年(一一年)平均を一〇〇として、一九五五年(昭和三〇年)は一四九で、人口増加を加えて修正した国民所得は一一三の回復にすぎず、消費水準は同年次比一〇〇に対して一一五である。農村の戦前水準をこえたことは、過去のあまりにみじめな状態からして当然であり、ここに検討する都市的条件においては、東京都の勤労者世帯は、一九五四年においてはじめて、一九三四年—一九三六年平均に達し、この「好況」をうたう一九五五年に至つてはじめて一〇六・五%という数字をしめしたにすぎない。しかも戦前の家計調査が比較的到低所得階層を対象としていたのに対して戦後は高所得者をも含めるといふ相違を考慮に入れると、この一〇六・五%は割引が必要である。エンゲル係数の戦前家計調査(全都市)は三五・六%、一九五五年のそれは四四・五%でこの面における生活水準の回復は遅々たるものがある。(厚生白書・昭三二年版、一二—一三頁参照) こうした条件につけくわえて、被保護世帯では一般世帯にくらべて、住居費は~~た~~ならず、被服費は~~も~~足らず、その他の消費は~~も~~ていどしか支出していない。食

べて寝るだけの生活」といふ評価がでてくるわけである。(社会保障年鑑・一九五六年版、四〇—四一頁参照)

実収入のこのような絶対的な低さが、生活の弾力性とバランスを失調させて、労働力の再生産のみならず、生活にいろいろして適応していた「人間の条件」を頹廃させるような結果をひきおこすことになる。所得と費目別支出の相關図表を検討した結果、次のような前提が出されている。(籠山・前掲書、一五—二二頁参照) (1)、家庭経済の崩壊だけで、その他の影響が出ていないような状態なら、収入が上れば比較的容易に生活内容は上つてくるだろう。(2)、しかし、精神と肉体の崩解の生じたものは、ただ収入が恢復しただけは容易には新しい生活を再建することには困難なのではないだろうか。(3)、さらに、精神と肉体が全く崩解してしまつたものは、も早、再び健全な労働を中心とした生活を再建すること

は、ほとんど困難のではないだろうか。(1)は生活の崩壊だけの状態、(2)と(3)は生活の崩壊とそれを通じて人間の崩解の生じた状態、低所得層における窮乏を考える指標として、確かにこのようなことがいいうるであろう。2、3のタイプに陥入した層が多くなればなるほど「貧困、労働苦、奴隸状態、無知、粗暴、道徳的墮落の蓄積」(マルクス資本論向坂訳、第一巻、第四分冊、一四九頁)がはなはだしくなり、公的扶助の適用だけではどうにもならなくなる。このような前提、あるいは常識的にも了解できる仮説をたててみるのは公的扶助の効果がもつとも有効に働きうる「時期」というものがあることを反省させる。//手遅れ//になつてはいくら//資金//をつぎこんでもその受給世帯の反応(自立・更生・環境(補註)を回復できないということである。(公的扶助におけるケイスワークにこの「時期」の適切な判断を期待する)

(1) 医療扶助受給者増加の背景

第4表

| 区 分 | 生活扶助 | | 医療扶助 | |
|--------|-----------------|-----|-----------------|-----|
| | 1人当り 月額 円 | 指 数 | 1人当り 月額 円 | 指 数 |
| 26年月平均 | 556 | 100 | 2,535 | 100 |
| 29年 // | 798 | 144 | 4,455 | 176 |
| 30年 // | 811 | 146 | 5,002 | 197 |

厚生省社会局「生活保護速報」 厚生白書31年版
p. 26.

生活構造の歪みが発現する窮乏形態でいちばん低所得階層に普遍化しているものはいままでもなく疾病である。貧乏(poveity)——疾病の悪循環が窮乏に実現している。生活保護法による各扶助において生活扶助費は若干ずつ増加しながらも受給人員は横這い傾向にある。これに対して、医療扶助の受給人員は絶対数としては少数であるが逐年増加してきている。この傾向は、低所得階層に医療保障制度が欠如しているため、その疾病の蔓延の露頭が、医療扶助の増大となつてあらわれているのである。ぼう大な疾病になやむ層のプーがあつて、それが受給人員の増加傾向となつて溢出してきているのである。こうした医療保障利用増加はたんに医療扶助のみにあつた傾向ではない。(たとえば医療保障制度による診療の割合をみると一九四九年当時・全診療中・社会保険および生活保護によるものが五四・三%・全額自己負担四五・七%のものが、一九五三年には、それぞれ七四・六、二五・四の比率に変化してきている)健康保険制度の赤字をめぐつて政治的な論議が

第6表

| | | 世帯数百分率 |
|-------|------------------|--------|
| 総数 | | 100.0 |
| 収入の減少 | 総数 | 76.7 |
| | 世帯主の傷病 | 31.4 |
| | 世帯員の傷病 | 9.6 |
| | 年金・社会保険給付の減少又は喪失 | 0.8 |
| | その他 | 34.9 |
| 支出の増加 | 総数 | 23.3 |
| | 世帯主の傷病 | 6.9 |
| | 世帯員の傷病 | 12.2 |
| | その他 | 4.2 |

生活保護法による保護開始の理由

30・9月・社会福祉統計月報

二八円である。一九五四年八月の平均)しかも、もつとも賃金や労働環境において劣悪な五人未満の零細企業には未適用というのが現状である。医療扶助の場合、とくに特徴的なことは、結核と精神病による入院患者—長期療養者が著しく目立つことである。なかでも結核患者のみで、被保護患者全数の四八・五%、医療扶助の入院患者の七一・五%にも達している。(小倉「医療保障と結核問題」・人文学十九号参照)

入院外がさいきん四年間に二〇%ていどの増加に止まっているのに、入院は二倍以上に増大している。軽症で、手軽に受診機会にめぐまれないために重症入院化が多いということ、生活保護法の適用上、入院治療の方が居宅受診よりも有利であるという事情が相乗していることも考えられるが、健康保険あるいは国民健康保険による療養期間が

第5表

| 区分 | 生活扶助 | 医療扶助 | | |
|------|------|-------------|-----------|-----|
| (実数) | 28年 | 千人 1,716 | 千人 349 | |
| | 月平均 | 29年 | 1,655 | 360 |
| | | 30年 | 1,704 | 382 |
| (指数) | 28年 | 94 | 213 | |
| | 月平均 | 29年 | 90 | 236 |
| | | 30年 | 92 | 280 |

生活保護速報 (26年=100)

厚生白書 p. 26.

づいているが、この赤字の原因も、低所得層の一構成部分である中小零細企業の従業者の受診率—疾病、災害の増大—政府管掌保険の赤字となつてあらわれているのである。一面的な不正受診とか濃厚治療とか「手続」「技術」の問題にはとてい解消できない深刻さである。(標準報酬の較差—ほとんど五〇〇人以上の大企業で占める組合管掌保険に対して中小企業の政府管掌保険には次のような差がある—「組合」(男子)一八、二六四円、「政府」一一、四六四円、「組合」(女子)八、八九一元、「政府」一五、九六三元、平均「組合」一六、〇四〇円、「政府」一萬〇、六二六円、(男子)において五、八〇〇円、(女子)において二、九

「窮乏」の現実態について

経過しても、治癒せず、それから医療扶助に「落ちこむ人々」も多い。医療扶助費の増大、受給者の漸増は疾病自身が行進して、治癒がきわめて困難な状況のなかで、生活の窮乏化の悪循環が推積している一指標である。（これは厚生白書も正当に指摘するように結核予防法（昭二六・三・三一・法律第九六号）、精神衛生法（昭二五・四・一六）などが公的扶助としての生活保護法に先行して、とくに低所得層のニードに適応した機能によつて予防・早期発見・早期治療

による効果を期すべきにもかかわらず、地方財政の窮乏のため財政措置がはなはだ困難となりつつあるため、その果すべき役割を医療扶助に肩替りさせ、本来、最終的な補完政策であるはずの医療扶助に過大な荷を負わせる結果となつている（同書三〇―三二頁参照）これらの傾向はいわば、量化された現実の側面である。このような状況をうみだす生活の内実をさらに追究してみる必要がある。

日雇白書 p. 18.

第7表

| | 有効受給者数 | 本年10月を求めた人 | % |
|-------|--------|------------|----|
| 上京出張所 | 4,400人 | 1,334人 | 30 |
| 中京出張所 | 4,854人 | 1,443人 | 30 |

せき、男もクズ鉄ひろい、手伝いに無理をする。日雇労働者の三分の一は病気になる。同資料はのべている。

（同書、一八一―一九頁）

・例示Ⅱ南区東九条在住のM・Yさんは七歳になる子供をかかえて生活保護を受け結核の療養をしていたが、とてもそれだけでは食えないので医師の絶対安静の勧告をしりぞけ職安に登録して働いていたが、現場で喀血して意識不

第8表

| | 被保護世帯(円) | 一般世帯(円) |
|--------|----------|---------|
| | 食費 穀類費 | 食費 穀類費 |
| 労働者世帯 | 6,808 | 7,096 |
| 非労働世帯 | 5,692 | 5,863 |
| その他の世帯 | 5,573 | 6,229 |

東京都内被保護世帯抽出50ケース
 一般世帯 50ケース 対比
 一昭26一籠山 貧困と人間 p. 53

日雇の人は働かない、失対「人夫」はしようがない。こういう巷の聲がある。働かない怠惰な人もいるにちがいないが、働けないという窮乏の諸条件を考えてみる必要がある、この検討をつきつめたところから対策がでてこなくてはならない。さきの例にあらわれた「知らぬ間に、ねこんだこともきかないのにポッキリ死んだ」という話ほど低所得層の窮乏の極点をいらいらわす例示はない。生活過程の歪み（「窮乏」）がこうした「死」へと敗因を累積して発現するのである。（かつての職安闘争や福祉事務所への生活保護よこせ闘争に日雇労働者の組織がうごいたことがある。当時の一般情勢もあつたが、そのうごき方は矯激であつた。モツブ的なげしきもこうした不安定な暮しと見通しの絶えた生存の底からはねあがつてくる現象である）

9表は、少し古い統計資料であるが飲食物費の内容をあらわしている。穀類費—主食費

明のまま入院した。

・下京区東七条のK・Sさんは昨年七月九日、スコップをもちながら略血した。この人は血をハキながら救急車で病院に運ぼうとする仲間に対して、今日の賃金（三〇〇円）がもらえなかつたら二人の子供が餓死すると訴えた。

・下京区七条新町のH・Kさんは、朝、職安に急ぐ途中、前方に停車していたオート三輪に気づかず、自ら追突して打ちどころがわるくショックで即死した。原因は四人の家族を養うために夜は夜泣そばをうり、昼は失対にアブレたときはバタ屋と無理をして衰弱していたための奇禍といわれる。こうした事実は周辺に限りなくあり、病気をかくして無理をしている日雇の仲間では「今日見えんがどうしたんだろう」といつているとポッキリ死んだという報告がきたりする。供血者になつてフラフラする仲間……「病氣のとき一日ぐらい家でゆつくり休めるようにならん

ものか」とつとつとく声は日雇労働者の心からの声だ。（同書、一九—二〇頁）

第9表

| | | 被保護 | 一般 |
|----------|----|--------|------|
| | | 518円 | 676円 |
| 穀類 | 豆 | 201 | 270 |
| 魚卵 | 介乳 | 105 | 186 |
| 肉 | 食品 | 30 | 134 |
| 調味料 | 油脂 | 51.5 | 93 |
| 酒 | | 97 | 166 |
| 嗜好品 | | 1.3 | 30 |
| 果物 | | 80 | 187 |
| 外食 | | 20.3 | 42 |
| 1人当り飲食物量 | | 26年10月 | |
| 同 | | p. 55 | |

は両世帯の比較ではほとんど差がないか、却つて上廻つてゐるのである。ところが肉類、乳類、卵、砂糖、嗜好品はきわめてひくく、とくに砂糖を買わない世帯が多いことが報告されている。(しかも基本的には「公定保護基準設定のさいにおける問題点はまず「主食費」にあらわれる。ここでは『飲食物費』の『充足率』が他の支出費目にくらべて相対的に充足率が高いという点に目がむけられるのではなく、それが人間の生理的生存にとつて絶対的に必要な、したがつて支出の切詰めの弾力性を欠いてゐるところの『飲食物費』中の中核的地位をしめ、その比重の高さは圧倒的なものでありながらしかもその充足率が一

級地甲では八五% (東京) 一四四% (大阪)、五級地では六七一六九% (宮城・広島) にしか達しない点に着目すべきである(「孝孺・前掲論文、一〇一―一頁参照) という基本的条件が前置される)「最低生活費の研究」(労働科学研究所一九五四年)においても注目すべき測定結果がしめされている。(性別年令別・作業強度別に飲食物費と一人あたりの消費単位を配分して層化している)「生活階層別にみた血液蛋白」というところでは、全血比重(血球と血清と一緒にしたものの水に対する比重)をみると、全血比重は単純な熱量摂取に対応するとおもわれる飲食物費に対してよりは、蛋白質摂取に比例すると解される蛋白飲食物費の方によりよく対応する。当然に、全血比重という生物学的所見は、消費単位あたり一カ月、三〇〇〇円以下の層は著るしく劣つた値をしめし、健康診査でも身体違和をうつたえるものが多かつた。全血比重が栄養度の表現であつて、この値のひくくなるということは不良化そのものは自覚的には大した症状がなく、日常の仕事がやつて行ける程度であつても、くわしく観察すると、体重が徐々に減少したり、体力が低下したり、慢性の疲労感があつたりして、感染に対して抵抗が弱まつてくる。このようなときに疾病、過労の負担がかかつてくると容易に本格的な栄養失調症に移行し、病気の経過も悪化する。感染防禦の免疫体が主として蛋白の一種であるガンマグ

ロプリンである点からも、このことは容易にうなづけることと思われるが、このような低栄養が潜在していることになり、これを「潜在性栄養失調症」と名づけるむきもある。(同書、一〇七—一〇七頁参照) 相対的に安価な主食の大量摂取によつて、なによりもまず、窮乏の中の満腹感をみたす、死に至る病、をやしなう素地であつたり、「結核」にしみえられたような疾病の悪化—長期療養をひきおこす条件をやしなつていのである。さきの籠山氏のデータによつても、医療費だけは一般勤労世帯を上廻つてゐる。医療は被保護世帯にあつては、公費によつて無償なのであるがこれを利用しながらも、医療の現金支出が多くなつていて窮乏層の「不健康、病氣勝ち」を証明している。(一方保健衛生費は非常に少なく、入浴・散髪にことかき不潔である)

| 収入階層 | 有病率 |
|---------------|------|
| 総 数 | 32.3 |
| ～ 4,999 | 67.5 |
| 5,000～ 9,999 | 42.6 |
| 10,000～14,999 | 30.6 |
| 15,000～19,999 | 25.8 |
| 20,000～24,999 | 24.9 |
| 25,000～29,999 | 23.0 |
| 30,000～39,999 | 25.1 |
| 40,000～ | 20.2 |
| 不 詳 | 56.4 |

収入階層別有病率
30年・厚生行政基礎調査

ルンペン、浮浪人を一応除外すると最低に位置するのは、被救恤的生活水準 (Pauper Level) であり、この生活水準の上に最低生存水準 (Minimum of Subsistence Level) をおくと、これは社会的・文化的欲求の充足がほとんど許容されず、不可避的な最低限度の社会的文化的支出のみを含むが、「生存」に主点を置いて支出されるという基準がある。前掲の「最低生活費研究」によると、消費単位あたり四、〇〇〇円

という水準は一つの「危機的な転換点 (Critical Point) である」と考えられ、人間の生存の欠如態があらわれるとするのである。東京都の労働者は一九五二年九月では、四、六九人で、実支出二〇、八一円、生活費一八、四七一円、消費単位三・四と推定して、消費単位あたり約五、四〇〇円となる。これは最低生存水準をわずかに上廻るものである。

(最低生活水準 (消費単位七、〇〇〇円) より二〇%ひくい) とするが、すでにみたごとく大工場と中小工場では賃金の較差がはなはだしい。熟練度、個人差よりも、どこに働くかによつても生活がきびしい較差をもつ。(たとえば労働者、個人別賃金調査によつて山中篤太郎教授が比較されたものによる、活版印刷工で経年数十五、二〇年で一〇)

「窮乏」の現実態について

「窮乏」の現実態について

二九人の規模は千人以上の規模の一〇〇に対して五〇・四にすぎない。英国では企業別格差はせいぜい二〇%といわれる。だから劣悪な労働条件でその上過長労働によつても、いい場合で大企業の七〇%程度を確保するにすぎない。そこで常用労働者でも多くの部分がさきの最低生存水準をさえ下廻る。(同書、二三四―二三五頁参照) 前述の日雇(京都)の例をみてもとうてい夫婦二人の最低生存費もおほつかなくなる。生活保護基準をこのラインでみると、第一三次改訂で、九、二八九円(五人世帯)の場合、最低生存費で、一二、七六〇円、最低生活費 (Minimum of Health and Decency Level) は二〇、三〇〇円といわれている。この保護基準は、最低生活費の四六%、最低生存費の七三%をみたすにすぎない。このデータでも調査対象世帯の八〇%が、最低生存のラインを下廻っている。こうした窮乏の現実はおのづからこの「層」の生活に抵抗し自己防衛が働くように制約する。籠山氏のデータを再掲すれば、一般世帯、保護世帯をわけて、睡眠時間と労働時間をプロットすると、労働時間は被保護世帯の最低所得者に最低をしめし、一般の高所得者に最高となる。ところが、睡眠時間は僅かながら、所得の低い方が長くて、所得の高いほうが短い。保護世帯は労働時間短く、睡眠時間が長いという生活をいとんでいる。労働力世帯の構成はたかくても、被保護世帯の作業は軽作業であり、エネルギー消費は低いわけである。カロリーはほぼ、二、四〇〇カロリーの最低限度で摂取量はバランスしている。このデータでは、身長、体重、握力、胸囲、上膊囲などには有意的な一般世帯との差はなかつたとしているのもこの理由による。ところが、貧血、胸部、心臓、口角炎、下痢……の疾病群には保護世帯は多発し、栄養障害の兆候があらわれている。(前掲書一四四―一四九頁) これを「みかけは変つていないが、中身はむしろ生まれてくる」と表現している。「いつたい^{じぶん}理想を担い、身につけているのは、身体なのである。心身のこうした混和があればこそ、高尚な感情も活気づけられ、肉体も浄化せられているのである」(アラン、情念について、白水社、昭一七・一二〇頁) アランの言葉をまつまでもなくこの事実は非常にいたましい均衡状態であつて、公定の生活保護基準という生活費の枠がまずあたえられて、これがもたらす栄養補給配分や諸般の生活条件の限度がきまつてくる。一方では、労働の機会は失なわれ、内職

日雇にも困難がある。(かつて内職は「被救恤細民」のものという歴史があつたが公的扶助の収入認定やいろいろの事情で、内職世帯は低所得層、低賃金層の家計補充にその主坐をゆずつてゐる)必然的に消極的、閉鎖的な、生活意識と退行現象がみなぎり、ヴァイタリティは弱化し労働時間は減り、睡眠時間が増えるという結果になり、公的扶助がねらう、「自立・更生」とは全く縁遠い生活現象があらわれてくる。この窮乏形態は実に停滞的な相貌をもつてくる。そして、これは、生存にとつて一種の自己防衛作用とよばれるべきものである。(このバランスの成立、つまりエネルギー消費・補給に反応する均衡は一日、三五〇〇カロリーでも二、〇〇〇カロリーでも成立する)こうした自己防禦として実現した窮乏は人間の生理機能に対して、きわめて脆弱で、疾病に対しては防ぎようもないクリティカルは状態と考えられているのである。(同書、一五三—一五四頁参照)日雇—被保護世帯を「典型」とする「働く貧民」の風貌が懶惰で、能率があがらぬという巷間の批難にさらされることもさききのべたが、この姿態はその原因の本質を語つてゐるように思える。(公的扶助の系譜をたどつて、戦前とのいちじるしい斷層は、戦前の対象者は完全な社会的無力者であつたが、戦後においては、各居住において「生活を守る会」「健康を守る会」「生活互助会」……といつた生活保護の対象者の組織がうごいてゐることである。民主的な市民活動であるが、その芽はまだ弱いものである。特定の炭坑とか、工場地帯で、地区の労働組合との共闘によつて、社会保障闘争として動いてゐる場合もみられる。こうした運動の困難はいろいろ指摘できるが、このような低劣で、社会的なヴァイタリティを喪失させる生活にふかくねざしてゐることは否めない)さらに医療扶助受給の増加、あるいは健保の赤字という現象の源流は被保護世帯のみならず低所得層に多かれ少なかれ発現しているこの最低生存水準を割つて均衡する脆弱な、生活形態に発していることも否めぬのではなからうか。この対策をぬきにしたお説教的な処置や技術的調整では泥沼におちこんだようなもので、うごきがとれなくなるであらう。

(2) その他の窮乏の指標・児童にみられる条件について—

生活における窮乏の条件が世代を越えた労働力の再生産にかかわる以上子供の問題はきわめて重要な領域である。心

「窮乏」の現実態について

身ともに幼弱な子女においては、すでに例示してきたような窮乏の惨苦はもつとも強く働きかけるものであり、その影響の発現もきびしいものがある。

• さきの「最低生活費の研究」においては、主婦の立場をとりあげているが(同書、一四九—一八一頁参照)、生活費水準と知能の平行関係があり、生活水準別に一定のタイプをもつて、とくに経済的条件につよくむずびついた「型」があり、それがなかでも貧困層につよくあらわれる。さきにふれたようにここでは四、〇〇〇円の消費単位が一つのクリティカル・ポイントになつていて、母と子をむすぶ生活の流れが児童の勉強時間や主婦の教養娯楽時間とともに「意欲的」な面に大きな関連がうまれる。窮乏層にあつては、今日自分が生きるのに追われて、社会的な関心もすぐ自分だけの狭い世界のなかで諦感的な生活を送るようになる。貧乏だから知能が低下するといいうると同時に知能が低いから貧乏になるということが世代をこえる再生産を考えるとときには必須の条件である。精神発達の間から未分化で不安定な児童期において環境条件によつてきびしい制約をうけ、とくに窮乏生活にあつては、知能のおくれとの悪循環が形成される。籠山氏の千葉県津田沼小学校での研究によると、前述のような栄養補給状態からしてさまざまな較差があらわれた。このデータの問題点は、「一般児童」(生活中等度)と「被保護」と「貧困」(PTA会費・未納・学級費をおさめられないもの) Ⅱ低所得層の三条件にわけているところである。身長・体重などで重要なことには一般と保護とはほとんど差がないが、低所得層の子供はいちじるしく劣つている。とくに一〇歳以下では保護にくらべて低所得層の子供は劣つている。保護世帯の子供よりも低所得層の子供が、いろいろの条件で劣るといふのは、保護の場合は、働かないで、ある一定の収入が確保されるから、いわば消極的に子供をまもつている。たとえば教育扶助の効果もここで働く。そうでない低所得階層は、収入を確保することにせいといつばいで、子供をほつたらかしてかせぎまくつている。ここでは、保護世帯の主婦のごとく自分のカロリー摂取量をへらして子供にまわして限度を確保するという防禦的姿態がとれずに、収入の原動力である生計担当者(父)にたばさせなくて

はならない低所得層では、父の摂取量—激作業が多い—を確保するために母も子もしいたげられることになるという生活構造があらわれる。あきらかに公的扶助の矛盾である。(同書、一七〇—一八〇頁参照) 同校で田中B式テストによつて、保護、貧困—低所得を比較すると保護児童には優四・五%、中上二七・四%、中四七・四%、中下三〇・四%、貧困児童は中上七・七%、中三〇・八%、中下四六・一%、劣一五・四%とやはり低所得が保護を下廻っている。これは、たしかに「新聞のきていない、ラジオのない、読み物もない家庭、勉強机もない家庭、そして父も母も働きに出てまっくらになつても、帰つて来ない家で、一日中小さい弟妹の子守をしている生活、五円玉一つで駄菓子屋へ行くことが、たつた一つの慰めであるような生活。その子供らの生活態度が低劣であるのは、寧ろ当然なのではないだろうか」(同書、一九四頁)ということなのである。保護世帯、低所得世帯を通じて「世間せまく」その日暮し」で「病気がち」である。これが子供たちにあらわれて消極的、孤立的な子供が多いともいう。蛋白質の摂取量が低いと大脳皮質の発達に遅滞がおこつて、自律神経系の働きが完全でなくひいては自制心が鈍るとさえいわれる。児童福祉上の対策もこうした層の児童をどのようにとらえるかに大切な領域がある。いわゆる「おあそびごと」の局面にのらない子供の群をどのようにするかの構造的な課題である。

Ⅲ 結語—公的扶助と「窮乏化」—課題として—

公的扶助も窮乏を排除する一つの工夫ではあつたが、検討してきたような低所得層として、量質にわたる深刻な「取り残される人々」に対処して、その機能の矛盾を露呈するのみである。ここにあらわれた窮乏のかたちは、ウェツプのいう *Destitution* のなかでの、肉体的・精神的頹廢をともなつていた。この頹廢の発現がきわめて微妙である。それは横山源之助いらいの窮乏把握のなかで、窮民として、とくにきわだつた諸特徴でもつて、陰惨な姿でえがき出された窮乏層とはことなつている。その頹廢が決して外貌にそれほどきわだつて顕在しないでいて、すでに各種のデータでみた

「窮乏」の現実態について

「窮乏」の現実態について

ように内部的にさまざまな崩解が進行していて、それが些かの偶発事によつてさえ一挙に激発するようならい生活構造をもつているのである。公的扶助 || 生活保護法は辛うじて、低所得層という窮乏のプールの溢出を支える弁のようなものである。しかも窮乏はそれとみてただちに、対策とむすんで了解できるほど簡単なものではない。ぼう大な低所得層の存在が窮乏への社会的感覚—対策への追究欲を麻痺させるのである。現在「窮乏化理論」とくに絶対的窮乏化理論が多くの研究者の討議の課題となつている。マルクスの資本論の命題は「資本が蓄積されるに従つて、労働者の状態は、彼の受ける支払いがどうあるにせよ、高いにせよ低いにせよ、悪化せざるを得ないということになる。最後に、相対的過剰人口または産業予備軍をして常に蓄積の範囲及び精力と均衡を保たせる法則は、ヘファイストスの楔がプロメテウスを岩に釘づけしたよりも更に固く労働者を資本に釘づけする。それは資本の蓄積に対応する貧困の蓄積を条件づける」(資本論・向坂訳、一卷四分冊一四九頁) ということである。絶対的窮乏化は生理的・生物学的な窮乏(生活水準そのものの低下傾向)であり、相対的窮乏は国民所得総額にしめる労働者階級の相対的減少を意味している。カウツキーは「窮乏化説は決して富増殖の一部が、労働者階級の中におちこむことを妨げはしない。不断に増進するのは生理的窮乏ではなくして社会的窮乏であり、文化的諸欲望とそれらを満足すべき個々の労働者の手段との間の対立である。換言すれば、労働者の頭におちくる生産物の量は、増加しうるが、労働者によつてつくられた生産物量にたいする労働者のわけまえは減少するのである」(カウツキー・マルキシズム修正駁論、世界大思想全集、春秋社版一七八頁)と相対的窮乏化のみをとりあげている。窮乏の基本態は、労働力の再生産を不可能ならしめる状態の持続である。この場合の労働力の価値は労働力(労働する能力、人間として把持できるところの、彼がある使用価値を生産する場合に必ず発動するところの肉体的・精神的能力の総和)の再生産、つまり、具体的な生活人の存在、その存在に必要な一定量の生活資料を前提としている。窮乏が労働する個人としての順当なる生活状態の再生産を欠如する状態とすれば、労働力の価値における—二要素、生活および繁殖のために絶対的に必要かくべからざる必需品の価値と単なる生理的生活ではな

く、人々がそこで住みかつ育てられるところの社会的諸条件から生じる一定の欲望の充足のための諸手段の価値が低下せしめられ、人間を崩壊させるような障害が生活のなかにひきおこされていることに外ならぬ。これはたんに窮乏の条件であつて窮乏化——とくに絶対的窮乏化について考慮しているのではない。「資本制蓄積の法則はその実現にあつてこれを変容する諸事情」法則の貫徹にあつて反対に働く諸要因が無ければ、乃至弱ければ、誠に明瞭に絶対的窮乏化法則として自己を貫徹する。……だからすべての労働者が一様にみな絶対的に窮乏化するというようなことは現実にはあり得ないのであつて、窮乏化から免れる何らかの条件をもつ労働者は必ず存在するものである。……現役労働者の状態だけを考へても、賃金、その支払形態、労働時間の長短、夜業の有無、労働の強度、労働環境などの労働条件から、災害率・死亡率・疾病率・栄養状態・住宅状態・家屋の状態・犯罪・道徳的・知能的水準などこれを規定する要因は誠に多く……（岸本英太郎・窮乏化法則と社会政策、昭三〇・一四七—一四九頁参照）という諸要因の複合体であつて、現実とその測定——論証はきわめて困難なのである。「労働力の価値の歴史的・社会的要素の圧縮の傾向は、しかしながら直ちに、その圧縮の現実性および必然性を意味するものではない。けだし資本制生産は同時に、その生産力の未曾有の拡張によつて、労働者の文化的欲求を刺激し、発達せしめ、労働力の価値の社会的・文化的要素の拡張の可能性をもつくりだすからである。相抵抗する右の両傾向のいずれの可能性が現実に変化するかは圧縮傾向の体现者たる資本家と拡張傾向の体现者としての労働者との対抗」階級闘争によつてのみ決定される」（吉村勲・所謂「窮乏化法則について」・経済学雑誌二十卷・四・五号・昭三四・一四一—一四二頁）、吉村氏の場合は、資本制生産の一般的傾向は、生理的要素、社会的要素——労働力の価値の各々が低下し、とくに生理的要素——「労働力の価値の最小限」に低下し、この生理的要素自体を削減する法則が促進するとして、絶対的窮乏化法則を肯定的に扱っている。（同書一四九—一五〇頁）ただこの小稿でこころみたことは、ある程度の実質賃金の増大をともなう現実の社会——経済状態の、短期的な情況のなかで、取り残された低所得層の——停滞的——窮乏の事実があつて、これを断面的な窮乏の現実態の一角としてとりあげてみたにすぎない。そこには、総

「窮乏」の現実態について

体として低消費水準、企業別賃金格差、階層別賃金格差などにしめされるような、ふかく刻みこまれた「窮乏の促進」を集中的になつてゐる（限界層「ボーダーライン層」が存在している。この分析と対策なしには社会保障、とくに公的扶助については、なにことも語りえぬということを知つたわけである。公的扶助にとつては、この打開の方向は、さいきん組織労働者が労働運動のなかでとりあげてきた最低賃金制度の確立を通して、まず「働く貧民」の分化を促進し、雇用を増大する等の積極的な方策と組みあわすことによつてもたらされるといえよう。「当面する賃金闘争の行動綱領」（総評賃金綱領委員会）は「一層劣悪な賃金で働く家内労働者、中小零細企業、未組織労働者の賃金を引上げるためにも最低賃金制の要求を組織する。そのためには、基本的人權をもとめる国民各層との連帯のなかで最低賃金制の即時実施を要求する統一戦線を組織する必要がある」とのべ、生活保護の拡大にも言及している。「世論」というものは、みずからの努力によつて生計をささえている人々の営むよりは高い生活水準が、働いていない人々に対して社会的に供与されることを許すほど寛大でなく」（The State and the Standard of Living, Gertrude Williams London 1936 p. 342. 山中前掲書、二五七頁参照）ということも事実である。「公的扶助は納税者の負担において、非納税者へ保障給付を支給するもので、すなわち完全な所得再分配である」（高橋長太郎）とか「低賃銀層の生活水準が賃金上昇によつて高められるにつれてのみ、社会的給与（social payment）の水準も高められる」（石田忠）といった視点からも低所得階層がその「層」ごとの条件において、生活水準の向上をはかり、賃金・雇用政策の前進を通して、とくに社会保障の基盤を確立し、充実した国家責任を背景とする「窮乏への攻撃」を段階的に工夫する必要がある。^{（補註）}この工夫のきめ方によつてわが国の公的扶助や社会保障全般の展開の方向や体系が定まってくると思われる。

註、——社会政策学会・第十一回大会の共通論題は「国民生活の窮乏化と社会政策」であり第四回日本社会福祉学会においても「ボーダー・ラインについて」というかたちで、低所得層をめぐる窮乏の条件が検討されている。三一年七月には経済評論の特集において、日本の生活水準と貧困化が、社会政策学者の間で討議され検討されている。こうした経過のなかでも「窮乏」の分析はあつても

「窮乏化」、とくに絶対的窮乏化についての論議は未だ不十分といわれている。またさいきんではカマルクスには窮乏化の理論はあるが、絶対的窮乏化論とか相対的窮乏化論とかいうものはない。ただ窮乏化の法則が資本主義に内在し、資本主義あるかぎり、それが不断に作用することは絶対的である。労働時間とか、賃金とか労働強度とか、いうように統計的に実証して、これのみが絶対的窮乏化の証明であるというような問題の出し方は間違いだ……労働者階級が如何に対抗する力として成長しているか、成長せざるを得ないかというように考えることが、私は資本主義のもつている窮乏化作用の発現であると思う……窮乏化作用はそれ自身を否定する作用に転化する、それが窮乏化法則の弁証法だと思う(向坂逸郎・日本社会主義の途 社会主義講座8巻二八二—三頁)といった提言もある。なんの抵抗もなしに本質的命題としての絶対的窮乏化と窮乏化が発現するということは現実にはありえないとするならば、実証的分析のなかでは、モディファイチェーンした条件においてしかとらえられぬわけである。社会保障のごときも、窮乏排除の工夫 (device) として結果として窮乏化を変容させるものであり、向坂教授によれば、一つの労働者の組織や、政治的な力の成長の一指標となるわけである。しかし窮乏化理論についての具体的な討議はやつと開始されたともいえるのである。「日本の現実について、自分のこれまで考えてきたこと(日常的思惟)からの飛躍がある。まず原理とか本質とかについての思想のレヴェルにおいて世界をとらえ、それから構造さらに現実についての推論がおりてくるという思索の手つづき、現実から出発せず、本質から出発して現実の段階におりてくるという方式」(久野収・鶴見俊輔・現代日本の思想、三一年三三—四頁)といわれたマルクス経済学の体系のなかでこの窮乏化法則論も一つの「動かぬ座標」として論理的に厳密に解釈されてきた。しかし、同書が指摘するように、ほんとうに労働者階級や農民を相手にして、生活面の細部の一点一点について現実認識をきそわなくてはならない場所だ、この窮乏化理論がなつとくゆくかたちで語られることは稀であつた。検証可能性(テストバリティ)とか、検証可能領域(テストバリティゾーン)というものを設定した作業はついさいきんはじまつたばかりではないかと思う。それぞれの関心のなかで、この具体的な歴史的・現実的な検討が期待される。「労働者階級の絶対的貧困化の過程の数多い側面は、どんな統計をもつてしてもつかみきれものではない。しかし統計調査をうける貧困化の側面でさえ指数の研究がそのかげになががくされていくかを感じなければ、数ペニッチ数セント、あるいは数ペンスがないために硬いパンのほかに朝食になにももらえない子供たちや、実質賃金がパーセント下つたために乳児を育てる力のない婦人たちや、ちよつと物価が上つただけでも、運輸機関を利用する可能性をうばわれるために、四倍も多い時間をかけて仕事に通わざるをえない男子たちについて思をはせなければ、理解のゆくものにはなりえない」(ユルゲン・クチンスキー・ブルジョア統計の利用について) 経済評論・三二年九月号(二五頁)

「窮乏」の現実態について

(1957・2・20 稿一)

補註

・さいきん第十四次保護基準の改訂が実施された、改訂の重点は生活扶助基準に置かれており、標準世帯（六四歳男・三五歳女・九歳男・五歳女・一歳男）で全体として現行の九、五二二四六三銭から一〇、一三九四（六・五%の引上げ）となつている。生活扶助のみをとると八、二三三四六三銭から八、八五〇四へ六一四増、七・五%引上げとなつている。

・公的扶助機関の主要な機能はニードに即しての経済的給付の提供、人々を自立の状態にまで更生援助し、経済的扶助を建設的な方法で運営することなどであるが、ケイス・ワークを具体的な社会的諸サービス（公的扶助も含まれる）を運用するための一般的方法と考えるか、一つの特定の個人のパーソナリテイにかかわる問題の診断と治療を目的とする心理的相談と言と指すものかによつて公的扶助との関係も異なつてくる。公的扶助機関が経済的援助以外に附加的サービスとしてケイスワーク的治療を行うことは現突問題として困難であるといわれ、公的扶助の機能と切りはなして別箇のサービスとして提供されることが望ましいという考えもあるようである。これは公的扶助が本来一つの大量計画（マス・プログラム）であることからきている。（公的扶助と人間関係、仲村優一、生活と福祉一三号一三一―一四頁参照）ケイス・ワークと公的扶助に関しては大塚達雄・生活保護法の基本原理とケイス・ワーク・人文学一九号参照。

・社会保障費の大衆転嫁の問題も重要である。〃手工労働者およびその家族が社会保障の形で受ける給付の額は、年十三億六千万ポンド以下と考えられ、他方、彼らが税金として支払っている金額は年十七億八千万ポンドである〃社会保障サービス維持のための重税は所謂増加不振となり〃税金によつて社会保障をまかなうためには、これを自費で行う場合の五割増ほど余分の金がかかる〃（コーリン・クーラク・社会保障と租税・昭三一、一六一―二〇頁参照）。イギリスの状況のなかでの立論であるが、われわれにとつても社会保障の拡充とその費用造出の関連は一つの課題である。